

# 「予防接種法施行令の一部を改正する政令案」 について（説明要旨）

本政令案は、麻しん、風しん及び日本脳炎の発生及びまん延を予防するため、これらの疾病に係る定期の予防接種の対象者を拡大するとともに、東日本大震災により定期の予防接種の機会を逸した者について定期の予防接種の機会を確保するものであります。

（参考） 本政令案の概要

## 1 内容

### （1）麻しん及び風しんの予防接種について

麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行や研修等に行く高校生による麻しんの海外への持ち出し及び海外からの持込み等を防止するため、平成23年度において、高校3年生相当の年齢の者に加え高校2年生相当の年齢の者についても、麻しんの第4期の定期接種の対象者とする。

また、定期の予防接種においては、一般的に麻しんと風しんの混合ワクチンが用いられていることから、風しんについても同様の措置を講じる。

### （2）日本脳炎の予防接種について

平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの者）のうち、現在予防接種法施行令で定める定期の予防接種の対象者に該当しない者（7歳6月以上9歳未満の者及び13歳以上20歳未満の者）について、定期の予防接種の対象者とする。

### （3）東日本大震災の特例について

東日本大震災の発生に伴うやむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、平成23年8月31日までの間は、定期の予防接種の対象者とする。

## 2 施行期日

公布の日。ただし、東日本大震災の発生に伴う特例措置の規定については、平成23年3月11日に遡って適用する。

## 予防疫種法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間、麻疹及び風しんの定期の予防疫種の対象者に高校二年生相当の年齢の者を追加すること。（附則第三項関係）
- 二 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者について、日本脳炎の定期の予防疫種の対象者としての特例措置を設けること。（附則第四項関係）
- 三 東日本大震災に伴いやむを得ないと認められる場合は、定期の予防疫種の対象者を拡大すること。（附則第五項関係）

- 四 この政令は、公布の日から施行し、三については、平成二十三年三月十一日から適用すること。（附則関係）

政令第 号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

3 平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「十八歳となる日の属する年度の初日から当該」とあるのは、「十七歳となる日の属する年度の五月二十日から十八歳となる日の属する」とする。

4 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第一条の二第一項の表日本脳炎の項の適用については、同項中

「一 生後六月から生後九十月に至

二 九歳以上十三歳未満の者

るまでの間にある者

とあるのは、「四歳以上二十歳未満の者」とする。

」

5 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第一項の表の上欄に掲げる疾病（結核及びインフルエンザを除く。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

## 理由

麻疹、風疹及び日本脳炎の発生及びまん延を予防するため、これらの疾病に係る定期の予防接種の対象者を拡大するとともに、東日本大震災により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保する必要があるからである。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1・2 附則 （略）</p> <p>3 平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「十八歳となる日の属する年度の初日から当該」とあるのは、「十七歳となる日の属する年度の五月二十日から十八歳となる日の属する」とする。</p> <p>4 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第一条の二第一項の表日本脳炎の項の適用については、同項中 一 生後六月から生後九月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者 とあるのは、「四歳以上二十歳未満の者」とする。</p> <p>5 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第一項の表の上欄に掲げる疾病（結核及びインフルエンザを除く。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかつていない者又はかかつていたことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。</p>	<p>1・2 附則 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

予防接種法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 二 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）・・・・・・・・・・ 2

予防接種法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（予防接種の定義及び予防接種を行う疾病の範囲）

第二条（略）

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻しん
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風
- 八 結核
- 九 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3・4（略）

（定期の予防接種の実施）

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第九条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2・3（略）

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかつている者又はかかつていない者）のある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかつたことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	定期の予防接種の対象者
ジフテリア	一 生後三月から生後九月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
百日せき	生後三月から生後九月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後三月から生後九月に至るまでの間にある者
麻疹	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎	一 生後六月から生後九月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者
破傷風	一 生後三月から生後九月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
結核	生後六月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者

二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 前項の表結核の項下欄の規定にかかわらず、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、結核に係る定期の予防接種の対象者は、生後一歳に至るまでの間にある者とする。

附 則

1 (略)

2 法第三条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、第一条の二第一項の表麻しんの項及び風しんの項中

- 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
- 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日
- 「一 生後十二月から生後二十四月
- 二 五歳以上七歳未満の者であつ
- 三 十三歳となる日の属する年度
- 四 十八歳となる日の属する年度

の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、

に至るまでの間にある者

て、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるものとする。  
の初日から当該年度の末日までの間にある者  
の初日から当該年度の末日までの間にある者